

求職者等に対するセクシュアル・ハラスメント(求職者等セクハラ)防止について

令和8年9月
広島大学ハラスメント相談室

令和8年10月1日に施行される男女雇用機会均等法の改正に伴い、求職者等に対するセクシュアル・ハラスメント(求職者等セクハラ)への対策が義務化されます。

これに伴い、厚生労働省の指針(令和8年2月26日令和8年厚生労働省告示第52号、事業主が求職活動等における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等の指針)を踏まえ、採用に係る面接・選考等において留意いただきたい事項を取りまとめました。

求職者等への適切な対応及びハラスメント防止の観点から、ご確認をお願いいたします。

1. 求職者等セクハラの定義

求人に応募した人や説明を聞きに来た人(求職者等)に行う、相手の意に反する性的な言動

※同性に対するものや、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する不適切な言動、SNS・オンライン上の言動も含まれます。

「求職者等」の例

- ・ 本学や研究室等の求人・採用選考に応募した者及び採用面接への参加者
- ・ 本学の就職説明会やインターンシップ等の参加者
(※オンライン・SNSの参加者も含む。)
- ・ 本学で行う教育実習、看護実習等の実習受講者
- ・ 就職・採用活動のために本学教職員へ訪問する者(※教職員個人への個別訪問)

2. 留意事項

- 採用に係る面接、選考、説明会、実習受入れ、研究室訪問対応等に従事される教職員におかれては、求職者等が採用・受入れの可否や評価に関して弱い立場に置かれていること、自らの立場や権限が相手に与える影響が大きいことを十分認識してください。
- 性別による固定的な役割意識に基づく発言等も、求職者等セクハラ背景となり得ます。
- 私的な誘いや連絡を断られたこと、不快感を示されたこと等を理由として、採用、実習受入れや評価等において不利益な取扱いを行うことは許されません。
- 「採用する」「評価を良くする」「研究室に受け入れる」などの利益を示唆し、その見返りとして食事や交際等の私的な関係を求めることは、求職者等が弱い立場に置かれていることを利用した重大なハラスメント行為となり得ます。

以下、不適切な行為例と適切な対応例の比較を示していますので、ご確認ください。

不適切な行為例	適切な対応例
【密室・酒席・夜間の不適切な接触】 ・ 個室(ホテル、個人宅、密室性の高い飲食店等)や酒席の場に求職者等を呼び出す。 ・ 業務上の必要性がないにもかかわらず夜間に面談等を行う。	【公式な場所・時間内での実施】 ・ 選考、面談、説明等は学内施設やオープンなスペース、又は大学が指定するオンラインツール(Teams、Zoom等)を用い、原則として勤務時間内に実施する。

不適切な行為例	適切な対応例
【私的な連絡先・SNSの交換】 ・個人のSNS（LINE、Instagram等）のアカウントを交換する。 ・私用電話から連絡したり、業務と関係のない個人的な食事に誘ったり、交際を求めたりする。	【公式な連絡手段の利用】 ・求職者等への連絡は、大学の公式メールアドレス、採用担当窓口又は大学が設ける公式システムを通じて行い、求職者等とのやり取りの経過を客観的に確認できる形で実施する。
【私生活等に関する不適切な質問・発言】 ・交際相手の有無、容姿、服装、身体的特徴、結婚・出産予定などの私的な事項に関する質問をする。 ・性的な発言や冗談を繰り返し行う。 ・オンライン面談において、背景や居住環境等のプライベートな空間へ過度に言及したり、長時間にわたり密室的な状況で1対1の対応を行う。	【適性・能力に関わる質問に限定】 ・質問や発言は、業務遂行能力、専門性、研究内容、意欲等、選考又は受入れに必要な事項に限定する。 ・面談や説明は可能な限り複数名で対応する。

3. 相談窓口

求職者等からハラスメントに関する相談を受けた場合、又は本学教職員の不適切な言動に関する情報を得た場合は、**職員個人**で対応や解決を図ろうとせず、ハラスメント相談室へご相談・ご連絡ください。相談内容やご連絡いただいた情報に応じて、必要な対応や手続についてご案内します。

なお、就職活動等を行っている本学の学生から、就職活動におけるセクハラについて相談を受けた教員や職員は、事業主等が設置する相談窓口へ相談するよう学生にお伝えください。ただし、事業主等が対応してくれない、あるいは、事業主等に相談しづらい場合もあるかと思しますので、その場合は、学外であれば都道府県労働局や新卒応援ハローワークへの相談、学内であればハラスメント相談室やグローバルキャリアデザインセンターへの相談を案内してください。ハラスメント相談室及びグローバルキャリアデザインセンターは、被害を受けた学生の要望を踏まえながら、関係機関と連携して適切に対応します。

ハラスメント相談室では、求職者等セクハラを含む各種のハラスメントに関する相談を受け付けており、相談内容や個人情報の秘密は厳守します。なお、相談したことや調査に協力したことを理由として、不利益な取り扱いを行うことはありません。（※祝日・夏季休暇・年末年始は閉室します。）

東広島地区（総合受付）	霞地区	東千田地区
開室日時：月～金 10時～17時 TEL/FAX：082-424-5689 E-mail：harassos@hiroshima-u.ac.jp 所在地：中央図書館地下1階	開室日時：月～金 13時～19時 TEL/FAX：082-257-1519 所在地：共用棟1 3階	開室日時：随時（要予約） 所在地：共用施設B棟 B-107